

堺市監査委員公表第29号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート)	
監査実施期間	令和5年11月1日 ~ 令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：美津濃株式会社	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者は、定期報告書及び事業報告書に記載している指定管理業務の収支状況において、修繕費の一部を、備品購入費にも二重に計上していた。</p>	<p>当初、市から概算払で受ける修繕費を超えた分は修繕費に計上できないと認識していたため、備品購入費として計上していました。</p> <p>その後、修繕費に計上し直しましたが、備品購入費に計上した金額を減算するのを失念していました。</p> <p>御指摘を受け、定期報告書と事業報告書の修正を行い、令和6年1月26日に市へ提出しました。</p> <p>今後は、報告書提出の際、市から概算払で受けた修繕費を超えた分も正しく修繕費に計上しているか、複数人での確認を行います。</p>	指定管理者
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 指定管理者が自主事業で自動販売機等を設置する際は、堺市公園条例施行規則に定められた公園施設設置許可申請書に、図面等の面積等を証するものを添付して市に提出し、使用面積に応じた使用料を市に支払い、許可を受ける必要</p>	<p>御指摘を受け、令和5年12月18日付けで公園監理課に公園許可変更承認申請書等の必要書類を提出し、令和6年1月24日付けで許可を受けました。また、変更許可以前における使用料については、同</p>	指定管理者

<p>がある。</p> <p>しかし、許可された面積よりも大きい自動販売機を設置していた。</p> <p>(2) 鴨谷体育館においては、同じ建物内に、堺市立南図書館美木多分館が併設されている。そのため、建物に係る保守管理費等については、指定管理者が一旦支払い、仕様書で定められた費用負担割合に基づいて計算した金額を、後から指定管理者が市に請求している。</p> <p>しかし、保守管理費のうち、清掃業務に係る費用の請求について、仕様書で定められた負担割合どおりに計算していなかった。</p>	<p>年2月13日に堺市に支払いました。</p> <p>今後は、設置している自動販売機の仕様変更や移動があった際には漏れなく変更申請できるようにチェックリストを整備し、毎年度の申請時には現状と相違がないか複数人での確認を行います。</p> <p>御指摘を受け、令和5年度下期分から正しい負担割合で計算し、令和6年4月19日に市に請求しました。</p> <p>今後は、正しい負担割合に認識を改め、事務処理を行う際には、複数人で数値の確認を行います。</p>	<p>指定管理者</p>
---	---	--------------